

委員長 まず、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に6名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

開 会

委員長 ただいまより平成16年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

議事録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を副委員長にお願いします。

議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進めます。

本日提案されている議題は、報告議案1件及び議案2件でございます。

報告第3号

委員長 初めに、報告第3号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

どうぞご説明をお願いいたします。

市立高校担当室長 報告第3号「臨時代理による処分の報告について」ご説明いたします。

平成16年度末及び平成17年度松戸市立高等学校教員人事異動方針の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

臨時代理をした理由でございますが、千葉県教育委員会と共同で実施する市立高等学校教員の人事異動について、千葉県教育委員会の方針に準じて、本市教育委員会の方針を定める必要がありまして、千葉県教育委員会会議での決定後、教員の異動希望個人票を提出するまでの期間に余裕がなく、教育委員会会議を開催するいとまがございませんでしたので、臨時代理による処分を行ったものでございます。

それでは、平成16年度末及び平成17年度松戸市立高等学校教員人事異動方針の主な改正点につきましてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

すべて県の改正内容に準じて改正してございます。

下線部分が改正された内容でございますが、第2、実施要項の1、適正配置についての(1)の文面でございますが、「中高の連携を推進する」が「異校種間の連携を推進する」に、また、「中学校、高等学校それぞれの交流を含めた適正配置」が「小学校、中学校、高等学校、盲聾養護学校それぞれの交流及び兼務を含めた適正配置」に改正し、また「特に」以下の文章も追加しておりますが、これは県の異校種間の連携を推進する方針を受けたものでありまして、市立高校と県立高校を同じ方針で進めるため、すべて県の改正内容に準じて改正してございます。

以上でご報告とさせていただきます。

委員長 以上のような改正点、説明していただきましたが、これにつきましてご質問なりご意見なりございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

關委員 内容についてはこれでいいと思います。別の質問なんですけど、これだけ見ると何のことか全然わかりません。教育長に対する事務委任規則3条1項の教育長が臨時代理できるという規定、これはわかるんですが、代理の中身というのは一体何になるんでしょうか。何を代理したんでしょうか。

市立高校担当室長 教育委員会会議を開催しまして決定すべき内容なんですけれども、それを開催するいとまがございませんでしたので、教育長に代理していただいたというようなことであります。

關委員 3条は2条の規定があるんだけど、教育委員会会議でもって決めなければいけないことを臨時に教育長に代理できるとあるんですね。2条は1号から19号までありますが、このうちの何号の事項を代理したと我々は考えていいのか、それが私の質問です。法律で代理権を授与するということは、誰に何の代理権を与えるかということを示さなければいけません。恐らく7号かなと思いますが。

市立高校担当室長 おっしゃるとおり第2条7号です。

お読みします。

第2条が、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任

する。それで、第7号が、校長、教員その他教育関係職員の人事の一般方針を定めること。

委員長 よろしいですか。

今後もこういう種の問題その都度起こりますので、条文の確認はひとつよろしく願いをいたします。

そのほかに何かこの点につきましてご質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 では、報告第3号について、これで打ち切らせていただいて、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

議案第55号

委員長 次に、議案第55号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明ください。

学務課長 議案第55号「松戸市教育功労者の表彰について」。

学区審議会委員として多年にわたり通学区域の適正化に尽力された高橋宏様が、平成16年1月9日に死亡されました。

よって、高橋宏様の多大な功績と苦勞に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定により、感謝状を贈呈するものとする。

平成16年11月18日提出。

提案理由、学区審議会委員としての多大な功績と苦勞に感謝の意を表するため。

ここで、つけ足させていただきますが、松戸市教育委員会表彰規則第2条ということですが、第2条に各項目がございますが、その中の第2条の5でございますが「多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であったもの」が第2条になります。第4条の規定につきましては、追彰として「表彰を受けるべき者がその表彰前に死亡したときは、その死亡の日前にさかのぼって表彰し、表彰状又は感謝状及び記念品は、その遺族に授与する。」こういう規定がございます。

先日亡くなりました高橋宏様の功績等、その次に添えさせていただきますが、松戸市の学区審議会委員を4期6年務められまして、ことしの、特に学区の改正があったんですが、

10月1日に学区審議会に出てきていただきまして、その審議に参加していただき、40日ほどたって亡くなったということで、本当にご尽力いただいたとそういうふうに思います。表彰につきご審議いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 まず、亡くなられての表彰でございます。高橋宏さん、長年にわたって学区審議委員会の委員として活躍された方です。この表彰は、今回、表彰状だけですか。

学務課長 いや、またさらに表彰基準という内規を細かく設けているんですが、第5号に該当するもの、法令、条例、規則に定める委員等、学区審議会というのは条例で定める委員に当たりますので、この方につきましては表彰状でなくて感謝状を出すということになりますので、感謝状をお出ししたいと思います。

委員長 ということだそうです。何かご意見ございませんか。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第55号を採決させていただきます。

議案第55号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

議案第56号

委員長 次に、議案第56号「古ヶ崎南小学校統廃合後の学区に関する請願書について」を議題とします。

ご説明ください。

企画管理室長 議案第56号「古ヶ崎南小学校統廃合後の学区に関する請願書について」でございますが、この請願書につきましては、松戸市教育委員会会議規則第29条の規定に従いまして、適正な請願であるということから、この教育委員会会議におきましてお願いしているところでございます。

請願書を読ませていただきます。

平成16年11月5日付。

松戸市教育委員会委員長、檜山嘉也殿。

古ヶ崎南小学校保護者の集い委員長、待山順俊。

古ケ崎南小学校統廃合後の学区に関する請願書。

統廃合後の学区につきましては、10月1日の学区審議会に対して、学区は古ケ崎南小ができる以前の学区に近いものにしていただきたいという内容の要望書を提出し、おおむね要望を受け入れていただきました。しかし、実施時期については1～2年様子を見てからでなければ実施できないということでした。なぜ古ケ崎小と古ケ崎南小の学区を統合したのではいけないのかと申しますと、通学路に極めて危険な箇所が生じたり、新入生からは近くの小学校に行けず遠くの小学校に通わなくてはならないということ（在校生は行きたい小学校に行けます）が生じてしまいます。児童数が増加しているところでの統廃合ということで保護者は混乱をしています。混乱に拍車をかけることがないように早期に（平成17年4月から実施）学区を見直していただきたく、ここに請願する次第であります。また、古ケ崎南小学校が設置されてから今日まで学区内におきまして町名変更等はございませんでしたので、住所の記載漏れ等の不備は起きにくいはずですから、急ぎ来年4月から実施していただきたく切望するものであります。

以上が請願書の原文でございます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

委員長 以上のような請願書、また説明をいただきましたが、この問題につきまして、この請願書の中でも出てまいります学区審議会の答申の問題がございます。それをちょっと確認をしたいんですが、事務局から再度説明をしてください。

企画管理室長 学区審議会の方から答申がございました。学区審議会会長、山室一雄様ですけれども、平成16年10月1日に松戸市教育委員会あてに答申書が提出されました。

この古ケ崎南小学校あるいは古ケ崎小学校の学区の関係ですけれども、答申書の1番の(2)に、松戸市立古ケ崎小学校及び松戸市立古ケ崎南小学校の学区についてというふうに題しまして、松戸市立古ケ崎南小学校の学区を松戸市立古ケ崎小学校の学区に変更するという記載がございます。この(2)のなお書きで、松戸市立古ケ崎南小学校の児童については、松戸市立古ケ崎小学校以外の学校への就学希望者が見込まれることから、一、二年間保護者の選択状況を見た上で、再度、学区を考えるのが適切であるというような答申が出ています。

先ほどの請願書の中にもありましたように、この学区審議会に対しまして、やはり委員長の待山様の方から学区審議会議長あてに要望書が出ております。

要望書を読ませていただきます。

9月29日付で出ております。

この度小学校3校の廃校が決まり、それにつれて学区が変更されようとしています。しか

しながら、今回教育委員会が示された新学区では、子どもたちが一番近い小学校を横目に見ながら遠くの小学校に通わなくてはならないなどの問題が生じてしまいます。このような事態が生じないよう、例えば、廃校される小学校ができる以前の学区に戻すというようなことをしていただきたく、学区審議会の皆様に要望する次第であります。

こういったような要望書を受けまして、先ほど申し上げました答申書の1番の(2)のなお書きのところではこれが触れているのではなかろうかなというふうに思います。これらに触れたところで今回の請願書の方におきましては、要望書を提出し、おおむね要望は受け入れていただいたというような文言になっているのではなかろうかなというふうに推測しています。

委員長 そうしますと、確認ですが、この待山さんの方から出た要望書が、まず学区審議会に出て、それを受けて学区審議会の答申書がその後にできたという経過でよろしいですね。

そういう経過をもちまして今回の請願書ということになっておりますが、この件について委員の方々からご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

根守委員 いろいろ心配されるだろうと思いますね。子どもの安全面だとか、それから、親が例えば迎えに行かなければいけないというような場合に、学校が若干今までよりは遠いというようなことなどもあろうかと思えます。

一番命にかかわることが重要な課題だと思います。通学路の場合は、安全についてどのように対処していくか、安全に子どもたちを通わせるというようなことが、行政の課題だけではなくて、地域の方々、それから学校、保護者が一体となって、危険な箇所があったとしたならば、それをどのように危険を取り除いていくかというような話し合いがなされなければいけないんじゃないかなと思います。

学校側としても、恐らく交通安全、交通安全指導、それから安全確認、点検など、学校現場ではやっていると思います。先生方は、危険な箇所がないかどうか、校長先生はじめ、教頭先生はもちろんのこと、それから、安全指導委員会も学校で組織している、そういうようなところで子どもたちの安全を確保するためにどのように取り組むかと。課題として学校側が考えていると思います。

それと同時に、学校だけでは対応できないというような場合は、もちろん保護者の方に協力を得たり、地域の方々に協力を得たりというようなことなども今後考えていかれるだろうと思いますので、この危険な箇所が生じたり、新入生からは近くの小学校に行けずに、これ

は遠いよりも近い方がいいだろうと思いますけれども、学区の審議会で決定したことに基づいて、学区が設定されたことであれば、それに沿って、子どもたちに自覚を促す家庭教育なり、ないしは学校教育というようなことなども考えなければいけないのではないかと思うわけでございます。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員さん。

瀧田委員 私は、ちょっとこの文章の中から、やはり新入生からは近くの小学校に行けず遠くの小学校に通わなくてはならないとか、それから、学区審議会の方にも同じような文章が、一番近い小学校を横目に見ながら遠くの小学校に通わなくてはならないなどの問題というふうに書いてありますけれども、実際には選択制の導入というのがもう2年目を迎えようとしているとき、そして、新入生に対しては殊のほか丁寧な説明もつけ加えるというふうに承ておりましたから、そういうのは、もし、ここはちょっと通うのにということは、前よりはずっと選択が可能であり、そして、子どもたちの行きたいというか、親の通わせたいというか、そういう希望が得られるので、それは少し流れの様子を見てみないとわからないというのが、多分17年度からではちょっとまだ結論が早いということなのではないかなというふうに思うんですが、親の選択制が昔よりはずっとあるというふうに私は認識しております。ですから……

委員長 どうぞ、何か。

生涯学習本部参事監 補足説明いたします。

根守委員の方から幾つかあった点でございますが、現在、研究中ということで、今日もですが、保護者が参加して通学路を実地に歩いて調査しているところでございます。最終的には通学路をさらに改善したものを指定していきたいというふうに思っております。

また、信号機等も、これは教育委員会というよりは県の方になりますので、保護者ともども連携しながら要望等いたしていきたいと考えています。ただ、土地の問題とかいろんな問題がありますので、できない部分もあるかと思いますが、最大限、お願いしていく予定でございます。また、交通量調査等も教育委員会といたしまして今、各地区で取り組んでいるところでございます。

以上です。

学務課長 瀧田委員さんからの、新入生の扱いでございますが、これは在校生は行きたい学校に行けるが新入生は行けないということですが、新入生につきましては、この古ヶ崎南だけ

ではなくて、新松戸北小学校、それから根木内東小学校も、これにつきましては選択制ではなくて、申し立てで行きたい学校に行けるといふ、そういう形をとっております。選択制にしましたら、受け入れる側の方が人数が多くなったときに抽選という制度をとっておりますので、抽選なしに、希望したときにはこの学校は行けるといふところへ行けるといふふうにしてあります。

それで、古ヶ崎南小学校につきましては、10月29日に新入生児童の健康診断がございます。その場で保護者の皆様にですね、古ヶ崎南小の学区は来年古ヶ崎小学校になります、しかし古ヶ崎小学校にそのまま入る方は結構ですけども、北部小学校や中部小学校が予定されておりますので、そちらに行ける方は申し立てで行くことができますということをお話ししたいと思っています。それから、そこに来られなかった保護者の方もおりますので、来年1年生対象の全家庭に文書でまたお知らせしていく。それで、申し立てで受け付けますという形で文書でお知らせ、郵送させていただいております。最終的には、入学通知ですか、それもこの3校につきましては、ほかの学校に希望すれば申し立てで行けますという旨、はがきにも印刷して準備しているところでございます。

この申し立てにつきましては、選択制とは別にいつでも受け付けておりますので、古ヶ崎南小学区の方がですね、古ヶ崎小でなくても、ほかの学校に行きたいということで実際こちらの方にもう来ておりますので、混乱云々というふうなことも書かれておりますが、ご理解をいただいてスムーズに流れていくのではないかな、そういうふうに思っております。

委員長 今までの説明を要約しますと、この地区で心配されている通学路の安全性、それから学校の選択の問題、これらについては、ある程度と申していいのか、ほとんど大丈夫だといふふうには言っているのか、その辺どうなのでしょう。

企画管理室長 通学路の安全性の問題、今、参事監の方から申し上げましたように、子どもたち、それから保護者、そして教育委員会も一緒に歩きながら危険な箇所等々についてはいろんな形で対応させていただいております。

それにつきましては、例えば信号機の取り付けの問題、あるいは、歩道がないところについては歩道をつけなくてはならないのではないかと、あるいは、スクールゾーンといった表示を道路に書かなくてはいけないのではないかと、いろんなものがあると思います。すべてに対してお金がかかる問題ですので、私ども教育委員会から財政当局の方に、十分とはいかないかもしれませんが、対応は積極的に今やらせていただいている最中でございますけれども、何せ、例えば信号機の問題ですと県の方、公安委員会の方へ話をしなくてはなりません。

せん。それから、例えば道路の拡幅、歩道がない部分の拡幅ということになりますと、今ここで多分おっしゃっているところは流山街道沿いの道路の拡幅のところではなかろうかなというふうに思っております。そうしますと県土木、そして地権者との調整等々も図らなければいけないと。

そういった意味で、我々としては精いっぱい努力はさせていただきますけれども、解消されたということではなくてですね、我々のできる精いっぱい努力はさせていただくというふうに思っています。

学務課長 今、地図をお示ししたんですが、これが古ヶ崎南小学校の学区でございます。色を塗ってございます。赤、緑、青、これがもとの、ここで請願にあった3つの昔の学区を色分けにさせていただいております。今のお話にありました、道路でちょっと狭いところが出てくるというのが、これ細かく見ていけば、かなりどこでもこれはこの学区に限らずいろんなところが、危ないというのはあるんですが、ちょっと丸印をつけたところが赤枠上の方に黒線のところにあるかなと思います。このあたりがちょっと心配だなというようなところがございます。

ただ、こういう地域、その場所でございますので、ここの周辺で通る方は、この学区を今、古ヶ崎小学校に持っていても、これを古ヶ崎の昔の学区に戻しても、ここのところについては、じゃ学区を3つに分けたから、戻したからということでこれは解消になることではない。それで、今も室長のお話、それから、いろんな面からのこれは子どもへの指導とかいろんなことから対応しなきゃならないのかなというふうに考えております。

そこに数字が入っているんですが、これが10月に1年生から5年生までの移籍の動向調査という形の結果を出させていただいております。それで、赤の各、古ヶ崎小学校の学区のところから古ヶ崎小に行きたい方が16名というところ、北部小の方に行きたい方が2名、中部がゼロ、未定が4名いたと。緑のところは北部小学校の昔の学区ですが、ここから古ヶ崎に行きたいという方が9名、北部に行きたい方が65名、中部に行きたい方が1名、未定が19名。中部小学校から古ヶ崎小、青のところですが、古ヶ崎小の希望がなし、北部小の希望が11名、中部小の希望が2名、未定が6名。そういうふうな状態になっています。

これは在校生ですから、友達関係とかいろんな形でなっていくのかなと思うんですが、赤と緑の部分については近くの方で大体予想したとおりかなと思います。青の方の中部の方に戻すところが、今のところ希望が2名、ほとんどのお子さんが、11名が北部の方に希望している。ですから、ここは単純に昔に戻せばいいということでもないのかなと。これは在校生

ですから、じゃ新1年生がどういう動きをしていくかというのは、これはやはり入学見て、1年、2年見て、ここが特にこの動きがどういうふうになっていくかということで、もとに戻すか、あるいは、さらにどういうふうになればいいのかということを検討するのがよろしいかなと、今、動向調査からこのように推測しているところでございます。

以上です。

委員長 事務局は地域の皆さんと、説明会と申しますか、何かそういうのを最終的に持ったのはいつごろのことですか。

企画管理室長 10月30日です。

委員長 大体今までの状況、頭に入ったつもりですが、何か追加のご質問なりございませんか。

副委員長 請願書の中身をよく読みますと、ここで今話題にさせていただいたように問題点は2点あります。請願する理由は、学区の変更に関して、第1は、通学路に極めて危険な箇所が生じるので考えてほしい。2番目に、新生生については遠くの学校に通学を余儀なくされるという点。この2点が理由ですね。

今それぞれ委員の皆さんからもこの2点についてのご意見が出ました。事務局の方からも2点についてのご説明がありました。ご説明を聞いて、第2の方は、これは恐らく問題はなかりょうと思います。

問題は第1の点だろろうと思います。通学路に極めて危険な箇所があるということ、これは事務局の説明にあるように、今、学区の変更をしたから生じたという問題ではなくて、もともとあったという危険性になります。したがって、これは恐らく松戸市の学校に通学する子どもたちの通学路についても全体的な総点検が必要だということでしょう。古ヶ崎地区だけの危険性ではなく、その他の学区、学校、あるいはスクールゾーンにおいてもそういう点がないかどうか、これもやはり点検していかなければならない。統廃合に基づくところの学区の変更に伴う通学路の変更、あるいは、新しい住宅地、あるいは人口の変動や交通量の変動に伴うところの交通の量に伴う危険度、こういったものはやはり常に見直しをしていかなければいけないという問題だろろうと思います。今後それを検証するということと、それから、危険な箇所については関係当局に申請をするということ、これは当然必要だと思ひます。

結論的には、学区審議会もその点は、十分審議した上で、このなお書き条項をつけてここに答申をしたんだろろうと思ひますので、先ほどからの説明をお伺ひする限りでは、この学区審議会の答申の内容で私は理解できるのではないかというふうに思ひます。

委員長 ありがとうございます。

そういうことで、いろいろなお話がございましたが、差し当たってこの問題について、今、
關委員からご指摘がありましたように、松戸市全地域にわたっての学童の通学路の安全性の
確保ということについては、この請願書から一つの警鐘を得たというふうに理解をしたいと
思います。

最終的には、私の方は、今、關委員からお話ございましたように、学区審議会で十分こ
の面を含めて激しい議論があったように聞いております。それを踏まえましてこの10月1日
の答申書が出たというふうに解釈をしております。学区審議会の独立性といたしますか、そう
いうことも十分我々理解をしておりますので、その中での答申書をもう一度読み直した上で、
これを確認し、これを尊重したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 追加のご意見なりお話がございましたらお伺いいたしますが。

(「ありません」の声あり)

委員長 では、この議案第56号の結論を出したいと思います。

討論はこの辺でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 討論は終結といたします。

これより議案第56号を採決いたします。

議案第56号について、今のような貴重な意見によりまして、不採択ということでご異議ご
ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 よろしいですか。

ご異議がないものと認め、本請願は不採択と決定いたしました。

本日の議題は以上です。

その他

委員長 その他で何かございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 では、日程などについて、よろしく申し上げます。

企画管理室長 次回の定例教育委員会会議でございますけれども、12月につきましては市議会

が開催されるということになっておりますので、変則となって恐縮ですけれども、12月22日の水曜日、午後3時から、こちらの5階の会議室でいかがでしょうか。

委員長 確認いたします。

次回教育委員会会議、12月22日、水曜日、午後3時からということで開催をしたいと思えます。

はい、どうぞ。

關委員 順序が逆になって申しわけありません。日程の前に本当はお聞きすればよかったんですが、報告といたしますか、事後報告をできればお聞かせ願いたいと思うので、統廃合のその後の経緯ですよね、どんなふうな形で協議会、準備委員会等ができて、意見交換等を含めて行われているのか。

委員長 事務局、説明をお願いします。

企画管理室長 小学校の6校につきましては、準備事務局的な組織が立ち上がっております。多いところではもう相当の回数をやっております。各部に分かれまして、保護者の方々、それから先生方もそこに加わるわけですけれども、各部に分かれましてそれぞれのところで協議を進めております。例えば今話題になりました通学路の問題ですと、安全部会というような部会をつくりまして、皆さんで歩いていただいているということは、実質的にもう3カ所とも実施しているところでございます。

それと、その準備事務局の中で、こうしてほしい、ああしてほしいという要望がいろいろ出てまいります。私どもも、それについてはやはり子どもたちのためを考えて、できる限りの手だてはしたいということで予算要求を今作成中でございます。また、それにつきましても、今年度中にやらなくてはならないのか、あるいは来年度になってでも間に合うのか、いろんな形で調整をさせていただきながら、準備事務局の方と一体となって進めていきたいと考えているところでございます。

それから、中学校につきましては現在の段階ではまだないところでございますけれども、この間、この臨時教育委員会会議におきまして、現2年生をそのまま小金中学校の方で3年生で卒業というふうなことに議決されましたので、この辺につきましても小金中の保護者の方々に先般、担当が出向きまして、ご説明をさせていただいたところでございます。

その後、これは新松戸北中の方にもというふうなお話もありまして、それについては今、校長先生の方と協議をした上で、どういうふうなかたちで決めることがよろしいのかというのは今後の検討課題という形には残っておりますけれども、何といたっても子どもたちのため

ですので鋭意努力していきたいというふうに思っています。

關委員 ありがとうございました。

委員長 途中経過ですね。まだまだやることたくさんあると思いますので、よろしく願いをいたします。

閉 会

委員長 それでは、以上をもちまして、平成16年11月定例教育委員会会議を終了といたします。
ありがとうございました。

閉会 午後 2時46分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員